明石市
新ごみ処理施設整備・運営事業

優先交渉権者選定基準

2025年（令和７年）５月

明　石　市

目　　次

1　総則……1

2　優先交渉権者選定の手順……2

3　参加資格審査……4

4　提案書の基礎審査……4

5　加点審査の方法……4

6　優先交渉権者の選定……11

1　総則

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者には、施設の設計・建設・運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。このため、事業者の選定に当たっては、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）によって優先交渉権者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

この優先交渉権者選定基準は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するため、要求水準書等の内容について応募者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

２　優先交渉権者選定の手順

（１）参加資格審査

明石市（以下、「市」という。）は、応募者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書類により、募集要項に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

（２）提案審査

ア　提案書の基礎審査

市は、提案書類に記載された内容が、この優先交渉権者選定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。基礎審査項目について１項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。なお、基礎審査段階で、内容について不明瞭な内容がある場合は事務局から確認する場合がある。

イ　提案書の加点審査（内容点）

「新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）は、この優先交渉権者選定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行い、内容点とする。内容点の合計が 25 点を下回る場合は失格とする。なお、加点審査段階で、内容について不明瞭な内容がある場合は委員会からヒアリングに先立ち事前に確認し回答を求める場合がある。

ウ　開札

市は、見積書に記載された見積価格が、提案上限額の範囲内であることを確認するとともに、見積価格を選定委員会に報告する。なお、開札の結果、見積価格が提案上限額を超えている見積参加者は失格とする。

エ　見積価格の加点審査（価格点）

選定委員会は見積価格について、優先交渉権者選定基準に示す得点化方法に従って評価し、価格点とする。

オ　総合評価値の算定

選定委員会は、内容点と価格点を合計し総合評価値を算出する。

カ　最優秀提案者の選定

（ア）選定委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案者として選定する。

（イ）総合評価値の最も高い提案が２以上ある場合、採点表（審査基準）の項目「価格点」の得点が最も高い者を選定する。

（ウ）（イ）の得点も同じ者が２以上ある場合、採点表（審査基準）の項目「施設稼働に伴う気候変動への影響低減」と「施設の安定稼働」の合計得点が最も高い者を選定し、それも同点の場合は、くじにより優先交渉権者を選定する。

キ　優先交渉権者の選定

市は、選定委員会における最優秀提案の選定結果をもとに、優先交渉権者を選定する。

（3）審査の流れ

上記（1）、（2）に示した審査等の流れは、次の図に示すとおりである。

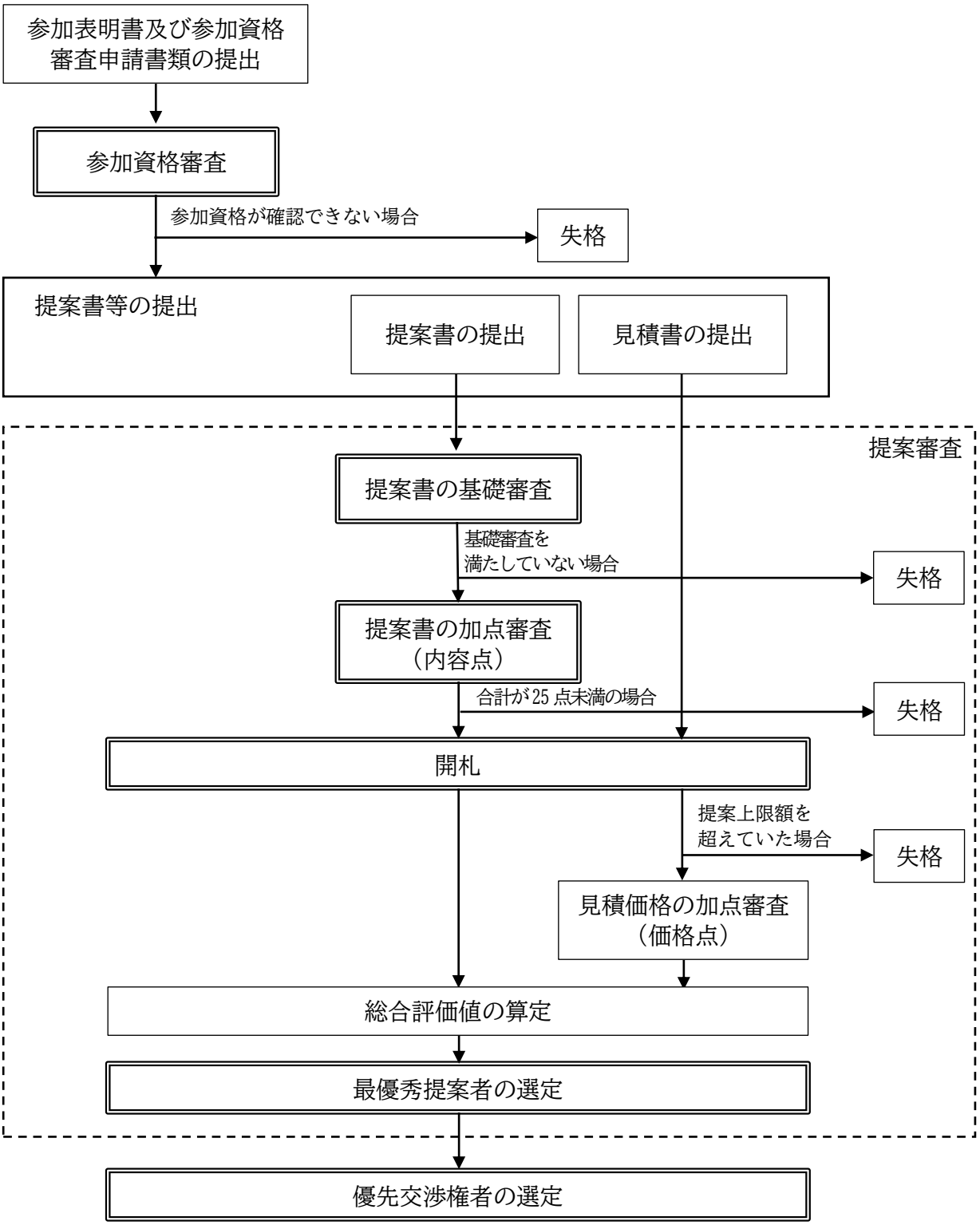

図1　優先交渉権者選定の手順

3　参加資格審査

市は、参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書類から、募集要項に記載した応募者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認結果を代表企業に対し通知する。資格不備の場合は失格とする。

4　提案書の基礎審査

（1）審査方法

市は、応募者から提出される提案書が以下に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。

基礎審査項目について１項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

表１　基礎審査項目

審査対象	審査項目
全般的事項	・提出が求められている書類が揃っていること。 ・提案書全体について、提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。 ・提案書全体について、指定された構成（項目の構成、ページ数制限等）となっていること。
整備に関する事項	・各様式（「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。
運営に関する事項	・各様式（「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。
事業計画に関する事項	・各様式（「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。

5　加点審査の方法

（1）審査方法

選定委員会は、事業者から提案された見積価格及び提案内容について、総合的に審査を行う。

加点審査においては、提案書に関する事項及び見積価格に関する事項について提案内容を得点化した内容点及び価格点を算出し、その合計値を総合評価値とする。

選定委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案者として選定する。なお、総合評価値の最も高い提案が２以上ある場合、くじ引きにより最優秀提案を選定する。

（2）提案書に関する事項の得点化方法

選定委員会は、提案書に記載された内容について、要求水準書等に示す要件を超える部分に対して、その評価に応じた得点を付与する。

なお、提案内容の審査項目について、評価の視点ごとに、次の表に示す５段階評価に基づき各委員が個別に評価を行った上、選定委員会における協議により、最終評価を決定し内容点を算出する。

表２　提案内容評価の得点化方法

評価	判断基準	得点化方法
Ａ	特に優れている	配点 ×100%
Ｂ	Ａ と Ｃ の中間程度	配点 × 75%
Ｃ	優れている	配点 × 50%
Ｄ	Ｃ と Ｅ の中間程度	配点 × 25%
Ｅ	特筆すべき提案がない （要求水準における最低限のレベルである）	配点 × 00%

（３）見積価格に関する事項の得点化方法

開札を行い、見積書に記載された金額が、募集要項２（11）に規定する金額の範囲内であることを確認するとともに、次の方法により得点を付与し価格点を算出する。

なお、開札の結果、見積書に記載された金額が、募集要項２（11）に規定する金額を超える場合は失格とする。

ア　応募者の中で、最小の見積価格となった提案に対し、価格に関する配点の満点を付与する。

イ　他の応募者の提案については、最小の見積価格との比率により算出する。得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とする。

（算定式）

$$\text{提案価格点} = \text{満点（50 点）} - \frac{\text{最小の見積価格との差額}}{\text{６億円／点}}$$

※１点 ＝ ６億円と設定

※定量化限度額は募集要項２（11）に規定する金額の 80%（10 万円未満切捨て）とする。定量化限度額以下の見積価格については、上記の算定式によらず、提案価格点は満点とする。

（４）審査項目及び配点

加点審査における審査項目及び配点を、表３に示す。加点審査における各審査項目の配点及び評価の視点については、市が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して設定した。

表３　提案内容の評価項目及び評価ポイント

評価項目		配点		対応する様式	評価ポイント
内容点	Ⅰ．環境保全に配慮し地球温暖化対策に貢献する施設				
	①施設稼働に伴う気候変動への影響低減（CO_2削減、エネルギー回収向上、省エネルギー、創エネルギー等）	6 点	13 点	様式 7-1	・環境省「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」において達成に努めるよう定められている「一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量あたりの二酸化炭素排出量」について、提案数値を示すこと。なお、算出にあたって廃プラスチック類の焼却に由来するCO_2排出量は、要求水準書に示す基準ごみ質から算出される値（＝302kg-CO_2/t$_{-焼却ごみ}$）を用いること。 【本市焼却施設の 1 日あたり処理能力（276t/日想定）から算出される基準値（＝234kg-CO_2/t$_{-焼却ごみ}$）に対する削減の程度について、定量的に評価を行う。すなわち、余剰電力量の評価基準との整合も考慮し 126kg-CO_2/t$_{-焼却ごみ}$⇒Ｅ評価、62kg-CO_2/t$_{-焼却ごみ}$⇒Ａ評価とし、その間の提案については按分にて評価を行う。(1.0 点)】 ・エネルギー回収率向上及び余剰電力量最大化のための方策を具体的に示すこと。また、エネルギー回収率向上や余剰電力量最大化にあたりトレードオフとなる設備の損耗や、ごみ処理の安定性（不測の事態による緊急停止への対応可能性等）も考慮すること。 【余剰電力量向上の程度について、定量的に評価を行う。すなわち、市が施設整備基本計画で想定していたレベルのエネルギー回収率における余剰電力量 31,000MWh/年⇒Ｅ評価とし、これを最新技術等で余剰電力量 42,000MWh/年まで向上⇒Ａ評価とし、その間の提案については按分にて評価を行う。また、示された工夫の具体性に応じて定性的に評価の調整を行う。(2.0 点)】 ・施設での省エネルギーについての方策（建物の断熱性の向上、設備性能の向上、エネルギー管理システムの導入、自然光や自然換気などの導入、建築物 ZEB 化等）を具体的に示すこと。なお、想定するものを複数示した上で、それぞれの方策による効果（導入しない場合と比較した概ねの削減率や削減量等）についても記述すること。 【方策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.5 点)】 ・創エネルギーについての方策（太陽光発電システムや、風力発電システム、蓄電・蓄熱、コジェネレーションなど）を具体的に示すこと。なお、それらの方策による効果（創エネルギー量や建築物 ZEB 化）についても記述すること。なお、事業費の抑制を図ることを前提として、各機能導入の有無・規模を含めて提案すること。 【方策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.0 点)】 ・CCUS（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留）に関する今後の技術発展に伴い、必要となれば将来的な導入が可能となるように施設設計面での工夫を具体的に示すこと。 【工夫の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(0.5 点)】
	②施設稼働に伴う環境保全対策（焼却施設、資源リサイクル施設）	4 点		様式 7-2	・施設稼働に伴う騒音振動等の低減についての対策を具体的に示すこと。特に、見学者ルートへの騒音・振動伝播防止対策、建屋から外部への騒音漏洩対策について、想定する対策を具体的に示すこと。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(2.0 点)】 ・施設稼働に伴う臭気漏洩等の防止についての対策を具体的に示すこと。特に、見学者ルートへの臭気・粉じん漏洩防止対策、建屋から外部への臭気漏洩防止対策について、想定する対策を具体的に示すこと。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(2.0 点)】
	③資源回収（資源リサイクル施設）	3 点		様式 7-3	・各資源の回収率向上にあたっての方策を具体的に示すこと。なお、それらの方策により達成する回収率目標値を示すこと。 【方策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(2.0 点)】 ・焼却施設の処理対象となる破砕残渣・選別残渣の量を低減するための方策を具体的に示すこと。なお、それらの方策による効果（低減量）についても記述すること。 【方策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.0 点)】
	Ⅱ．安全・安心・安定的な処理が確保できる施設				
	①工事中の安全対策	2 点	13 点	様式 7-4	・工事中の車両・人動線について具体的に示すこと。特に、敷地内で稼働を継続するクリーンセンターや収集事業課の利用者（施設従事者を含む）との動線分離や、取り合い部での安全対策について具体的に示すこと。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.5 点)】 ・同種の建設工事の施工実績件数について具体的に示すこと。なお、同種の建設工事とは、敷地内または隣地でのごみ処理を継続しながら実施した一般廃棄物処理施設建設工事の元請け完工実績とする。 【実績件数について、定量的に評価を行う。すなわち、0 件⇒Ｅ評価、4 件⇒Ａ評価とし、その間の実績件数については按分にて評価を行う。(0.5 点)】
	②施設供用中の安全対策	3 点		様式 7-5	・施設供用中の車両・人動線についての工夫（エリア区分、見学者対応の安全、プラットホーム内の搬入動線、敷地全体の配置・動線の安全性・効率性）を具体的に示すこと。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.5 点)】 ・防火・防爆、運転管理上の安全確保についての工夫（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置、フェールセーフ・フールプルー

評価項目	配点		対応する様式	評価ポイント
				フの考え方を反映した設計等）を具体的に示すこと。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.0 点)】 ・その他の事故防止の対策について、想定する対策を具体的に示すこと。(具体的な想定される事故を挙げて、その対策を示すこと。) 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(0.5 点)】
③施設の安定稼働	7 点		様式 7-6	・不適物混入防止について計量時及びプラットホームでのごみ搬入等の受入体制・受入対応についての工夫（不適物の搬入チェック体制、システム上の工夫、搬入者への指導方法等）、不適物除去の工夫（選別工程での工夫）を具体的に示すこと。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.0 点)】 ・焼却施設・資源リサイクル施設の各施設について、運転管理や人員配置を効率的に行いつつ安定性を確保する工夫（自動運転や遠隔監視システム、カメラ・車両管制システム等による搬入管理自動化、設備や処理フローでの運用による対応等）を具体的に示すこと。ただし、それらのシステム等異常時の対応策を考慮すること。(具体的な想定される異常を挙げて、その対策を示すこと。) 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(3.0 点)】 ・ごみ等の受入・貯留について、搬入のピーク時対応に関する工夫（貯留容量や運用での対応等）を具体的に示すこと。なお、施設規模(処理能力)をより縮小する提案をする場合には、ごみピット貯留容量としては余裕が必要になるため、貯留容量管理上の工夫が必要になることにも留意すること。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.0 点)】 ・同種の焼却施設の施工実績件数について具体的に示すこと。なお、同種の焼却施設とは、募集要項 ４（２）オ（ウ）に示す一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建設工事の元請け完工実績とする。 【実績件数について、定量的に評価を行う。すなわち、1 件⇒Ｅ評価、5 件⇒Ａ評価とし、その間の実績件数については按分にて評価を行う。(0.5 点)】 ・同種の資源リサイクル施設の施工実績件数について具体的に示すこと。なお、同種の資源リサイクル施設とは、募集要項４（２）オ（オ）に示す一般廃棄物処理施設（資源リサイクル施設）の建設工事の元請け完工実績とする。 【実績件数について、定量的に評価を行う。すなわち、1 件⇒Ｅ評価、5 件⇒Ａ評価とし、その間の実績件数については按分にて評価を行う。(0.5 点)】 ・同種の焼却施設の運転管理実績件数について具体的に示すこと。なお、同種の焼却施設とは、募集要項 ４（２）カ（イ）に示す一般廃棄物処理施設（焼却施設）の運転管理業務の元請け完了実績とする。 【実績件数について、定量的に評価を行う。すなわち、1 件⇒Ｅ評価、5 件⇒Ａ評価とし、その間の実績件数については按分にて評価を行う。(0.5 点)】 ・同種の資源リサイクル施設の運転管理実績件数について具体的に示すこと。なお、同種の資源リサイクル施設とは、募集要項 ４（２）カ（エ）に示す一般廃棄物処理施設（資源リサイクル施設）の運転管理業務の元請け完了実績とする。 【実績件数について、定量的に評価を行う。すなわち、1 件⇒Ｅ評価、5 件⇒Ａ評価とし、その間の実績件数については按分にて評価を行う。(0.5 点)】
④リスク管理	1 点		様式 7-7	・本事業に伴うリスクの認識と対策（リスクの内容及び管理方法、負担者、保険活用等）について、想定する対策を具体的に示すこと。(具体的な想定されるリスクを挙げて、その対策を示すこと。) 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.0 点)】
Ⅲ．災害廃棄物処理への対応ができる施設				
①災害時の施設稼働を可能とする耐震化・設備・技術	3 点	5 点	様式 7-8	・火災・地震等の災害に対して、建築物の設計・建設面での対策（耐震性の向上）を具体的に示すこと。 【建築物の耐震性向上について、定性的に評価を行う。(1.5 点)】 ・プラントの各設備について、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」(令和 4 年 11 月：環境省）を踏まえ、適用する耐震基準を具体的に示すこと。また、掲載されている設定例（P.28～29）を踏まえ、設定基準を具体的に示すこと。 【プラント設備の耐震性向上について、定性的に評価を行う。(1.5 点)】
②災害時の施設稼働を想定した運用	2 点		様式 7-9	・火災・地震等の災害時の安全確保、事業継続計画（ユーティリティの確保、運転員用の備蓄、災害時の運転体制の構築等)、日常からの教育・訓練方法について、想定する内容と工夫を具体的に示すこと。

評価項目		配点		対応する様式	評価ポイント
					【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.0 点)】 ・ 災害廃棄物等の受入体制についての工夫（災害廃棄物の一時受入・貯留場所の運用や、本市と連携を図り、積極的な受入態勢を迅速に構築できるなど）を具体的に示すこと。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.0 点)】
Ⅳ．経済性・効率性に優れた施設					
	①工期の遵守	3 点	8 点	様式 7-10	・ 狭小敷地での工事を行うにあたっての工夫（取合いの調整や、工事遅延防止のための対策等）を具体的に示すこと。特に、新施設の設計及び建設工事の全体スケジュールを具体的に示し、工期を確実に遵守するための工夫点を示すこと。また、令和 9 年度中の建築工事着工（出来高計上）のための工夫と、具体的な工事内容を示すこと。 【工夫の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(3.0 点)】
	②施設長寿命化やメンテナンス性の向上	3 点		様式 7-11	・ プラントエリアの維持管理の容易さを考慮した機器配置上の工夫など、維持管理面での工夫を具体的に示すこと。また、施設の長寿命化にあたって、35 年以上の施設利用を考えた施設の保全や延命化の工夫、運営期間終了後の補修・更新費等を最小化するための工夫を具体的に示すこと。 ・ 運営期間終了後の基幹改良工事実施を想定した工夫（施設を稼働しながら工事を行いやすいように、工事車両動線や重機設置場所を考慮した配置計画とすることや、基幹改良時のごみの安定処理(全停止期間の最短化)など）を具体的に示すこと。 【工夫の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(3.0 点)】
	③将来的な施設解体時のコスト低減	1 点		様式 7-12	・ 将来的に施設を解体する際に解体費用を低減するための、施設の設計や使用建材等についての工夫、重機配置上の工夫を具体的に示すこと。 【工夫の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.0 点)】
	④財務計画（長期収支の安定性）	1 点		様式 7-13	・ SPC の財務計画について、長期事業であることを踏まえた安定的な経営・事業収支の視点からの対策（SPC 資本金の考え方、配当の考え方、SPC 経営悪化時の対応策、運転資金不足顕在化時の対応策、EIRR 設定の考え方、固定費・変動費の考え方など）を具体的に示すこと。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.0 点)】
Ⅴ．その他の提案					
	①地域経済への貢献	6 点	10 点	様式 7-14	・ 本事業（建設工事及び運営業務）における地元企業の活用内容と活用規模・金額（施工体制台帳等で履行が確認できるもの）について、具体的に示すこと。なお「地元企業」とは、本市に本社・本店、支店・営業所、工場等を有するものとする。地元企業発注額として計上してよい下請の階層は問わないが、二重に計上することのないこと。（例えば、地元企業から地元企業への発注を行う場合、上位の地元企業でのみ計上すること。） 【地元企業への発注予定金額の提案に基づき、次のとおり得点化する。⇒60 億円(税抜)の市内発注で満点となる。】 地元発注予定金額（税抜）÷（10 億円／点）
	②Ⅰ～Ⅳの評価項目以外の自由提案	4 点		様式 7-15	・ 環境教育・情報発信について、見学ルート及び見学内容を示すとともに、啓発内容の工夫（ごみや環境問題に対する関心を高める工夫、ごみ減量・リサイクルの実践につながる工夫、費用対効果が高く陳腐化しない工夫等）、施設に訪れなくても啓発効果を高められる工夫（インターネットの活用、わかりやすい運転状況の公開等）、市民が資源リサイクルを実感できる取組（市民が自由に再利用可能な物を交換しあえる「リサイクルコーナー」の設置と運営や電気自動車の急速充電器など）、市民の施設利用促進に繋がる取組（市民活動を行える「貸会議室」の設置と運営など）について、具体的に示すこと。なお、事業費の抑制を図ることを前提として、各機能導入の有無・規模を含めて提案すること。 【工夫の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(1.0 点)】

評価項目	配点	対応する様式	評価ポイント
			・要求水準書では、最終余剰電力(右図⑥)の売電収益は市所掌としているが、売電先選定を含む契約事務全般は事業者所掌（ただし別契約）としている。市の財政負担軽減や売電収益最大化に資する余剰電力マネジメント事務（別契約）の内容について、事業者として構築できる事業スキームや支援体制を提案すること。ただし、発電電力管理業務において、発電電力(右図①)は本施設及び敷地内の他施設（右図④）で使用し、別事業で整備する場外への自営線による送電（右図⑤）を行うこと。④、⑤の見込み消費電力量を要求水準書（運営編）に示す。残りの最終余剰電力(右図⑥)は余剰電力マネジメント事務（別契約）において取り扱うこと。 【構築する支援体制の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(2.0 点)】 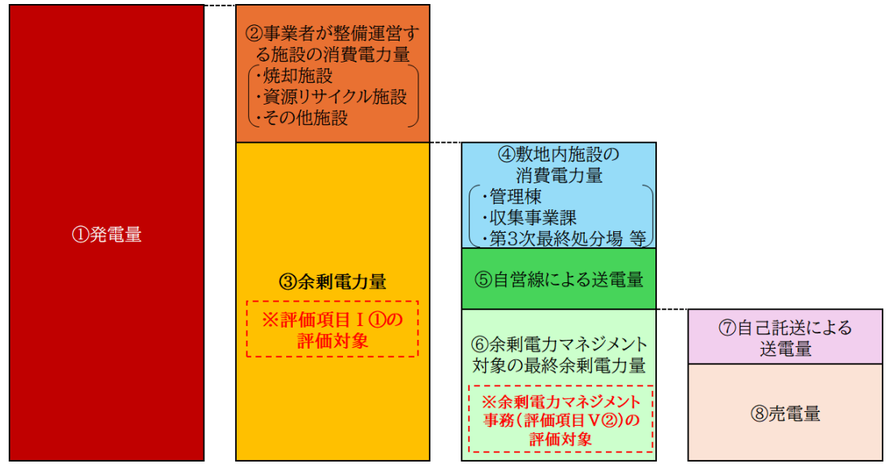 ・緑地計画や建築計画についての提案（地域性や景観に配慮したデザイン、施設に訪れた人が快適に感じるような見学者ルートのデザイン、市道からの接続部についての工夫（広場のデザイン、樹木や草花など自然を感じさせる工夫等）を求める。なお、事業費の抑制を図ることを前提として、各機能導入の有無・規模を含めて提案すること。 【工夫の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(0.5 点)】 ・「兵庫県建築物木材利用促進方針」に基づき、内装（床・腰壁・内部建具等）を中心とした木質化の工夫を具体的に示すこと。特に、使用木材については兵庫県産木材や国産木材の利用割合の目標を具体的に示すこと。なお、事業費の抑制を図ることを前提として、導入の有無・規模を含めて提案すること。 【対策の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(0.25 点)】 ・その他、事業費の抑制を図ることを前提として、本事業の目的達成のための提案を具体的に示すこと。 【提案の具体性と効果について、定性的に評価を行う。(0.25 点)】
Ⅵ. 公共性（施策反映）評価			
公共性（施策反映）評価（その１） 共同企業体の場合は代表企業）	0.5 点 1 点	様式 7-16 ～21	・障害者の積極的雇用 障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条に係る障害者の雇用義務がある業者で雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上あるか。障害者の雇用の促進等に関する法律第４３条に係る障害者の雇用義務がない業者で障害者の雇用があるか。 【雇用者数に応じて評価を行う。】 ・子育て支援への取組 結婚・妊娠・出産・育児への支援、子育てしやすい環境づくり　など 法定を上回る育児休業制度を就業規則で制定 職場復帰しやすい環境の整備 子育て中の従業員向けの相談体制の整備・・・など 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・ジェンダー平等の推進に関する取組 仕事と家庭との両立のための環境整備、セクシャル・ハラスメントの防止、事業活動における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会の確保・・・など フレックスタイム制、在宅勤務制度など セクハラについて相談や苦情のための特別窓口又はカウンセラーの設置 性別により評価することがないよう人事考課基準を明確化 事業所内託児所施設の設置・・・など 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・若年雇用者育成のための取組 エルダー制度など若手従業員を個別実地に熟練者が育成するような制度を事業所として制定（単なる研修は除く）・・・など 【制度の有無に応じて評価を行う。】 ・更生支援のための取組 保護観察所への協力雇用主としての登録があるか 【登録の有無に応じて評価を行う。】

評価項目			配点		対応する様式	評価ポイント
						刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用するための具体的な受入制度や採用枠等の整備　など※保護観察所への協力雇用主としての登録がある場合に限る 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・労働安全衛生のための取組 厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか 【認定の有無に応じて評価を行う。】 【上記の評価結果の件数に応じて、０件⇒Ｅ評価、７件⇒Ａ評価とし、その間の件数については按分にて評価を行う。(0.5点)】
		公共性（施策反映）評価（その２） （共同企業体の場合は代表企業）	0.5点		様式7-22 ～25	・建設業における女性定着（活躍）に向けた取組 建設業（清掃施設）で定められる監理技術者資格を所有している女性技術者（１名以上）の雇用があるか（本工事への従事は問わない） 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・建設業における時間外労働の上限規制（働き方改革）に伴う取組 公共工事の現場において、週休二日制または、交代制週休二日制等の取組を実施したことがあるか 【取組の有無に応じて評価を行う。】 ・建設DXの取組 公共工事において、デジタル技術（AI、ICT、IoT、i-Construction、ICT建機、BIM、遠隔臨場、電子納品など）を取り込んで施工した実績があるか 【実績の有無に応じて評価を行う。】 【上記の評価結果の件数に応じて、０件⇒Ｅ評価、３件⇒Ａ評価とし、その間の件数については按分にて評価を行う。(0.5点)】
価格点	見積価格に関する事項		50点		見積書	
合計				100点		

※内容点の合計が25点を下回る場合は失格とする。

6　優先交渉権者の選定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を選定する。